

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成30年4月25日

【ファンド名】 ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス

【発行者名】 ピムコジャパンリミテッド

【代表者の役職氏名】 日本における代表者 松井 昭憲

【本店の所在の場所】 英領ヴァージン諸島、トートラ、ロードタウン、ビー・オー・ボックス800、フォリオ・チェンバース（東京支店）東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス

【事務連絡者氏名】 木下 真理

【連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5777-8150

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【臨時報告書の提出理由】

「ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス」（以下「当ファンド」といいます。）について、信託の終了（繰上償還）に係る手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ 信託の終了の年月日

平成30年9月28日（予定）

（当ファンドの信託の終了（繰上償還）に対し異議を申し立てた受益者の受益権口数が平成30年4月25日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託を終了（繰上償還）します。）

### ロ 信託の終了に係る決定に至った理由

当ファンドの実質的投資対象である変動利付日本国債を取り巻く投資環境は、市場規模が縮小し、市場流動性も著しく低下するなど、当ファンドの設定時より大きく変化しました。かかる状況を鑑みると、本来の商品性を維持した運用の継続は今後ますます困難になると考えられることから、信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断し、信託約款第37条第1項に基づき当該信託契約を解約し、信託を終了させるための手続きを行うこととしました。

### ハ 法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

- ・平成30年4月25日付の日本経済新聞に当該信託終了（繰上償還）にかかる公告を行います。
- ・平成30年4月25日現在の当ファンドの知られたる受益者に対し、信託終了（繰上償還）しようとする旨、および異議申立の手続き等を記載した書面を交付します。